

令和6年度 小樽市立向陽中学校 部活動ガイドライン

1. 部活動の位置付け

ア 部活動は、学校教育活動の一環として実施する。

2. 部活動の目標

ア 個性の伸長

共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。

イ 自主的生活態度の育成

余暇の善用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。

ウ 望ましい人間関係などの育成

先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

3. 開設する部について

ア 設置条件

原則として、本校教職員が顧問となり、運動系の部活であれば市内大会に団体として参加できる人数を有すること。また、他校の部活動と合同して活動する場合は、小樽市中学校体育連盟の規定に基づく合同チームの編成にかかる規定を準用する。

イ 設置方法

部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、生徒の希望調査結果等を参考にしながら、職員会議を経て校長が決定する。新しい部の結成や廃部は、職員会議を経て、校長が決定する。

ウ その他

基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直す。

エ 合同部活動(拠点校方式)については小樽市の定めるところとする。

(合同部活動による設置部活動については本校には設置しない)

オ 同好会(校内を基点に生徒だけで活動する集団)は認めない。

カ 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、FAXまたは電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

[担 当] 教 頭

[連絡先] 〒047-0011 小樽市天神1丁目7-11 小樽市立向陽中学校

TEL 0134-23-8158 FAX 0134-23-8159

E-mail kouyou-jh@otaru.ed.jp

4. 部活動への加入について

ア 部活動へは、希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。

イ 加入には、保護者の同意を必要とする。

ウ 部活動の年度途中の変更は認めない。ただし、1年生は5月中までの変更を認める。

年度途中の入部は認めない。ただし、転入生は除く。

退部については、該当の部活動顧問、担任、保護者が連絡・連携をとりながら対応する。

5. 活動時間等について

(1) 平日の部活動について

ア 活動時間は、原則2時間以内、夏季＜5～9月＞は18:00(18:10下校)まで、冬季＜10～4月＞は17:30(17:40下校)までとする。

イ 朝練習は行わない。

ウ 年度始めの活動は、基本的には行なわない。

(2) 休日及び長期休業中の活動について

ア 活動時間は、3時間以内とし、遅くとも17:00を生徒下校とする。

イ 週に平日1回、土日どちらか1回は活動を行わない休養日を設けるなど、生徒の体力の回復及び適正な部活動の運営に努める。

(3) 定期テスト前の活動について

ア テスト3日前から、部活動は休止する。(土日を含まず)

(4) 職員会議等の会議日の活動について

ア 会議日に活動を行わない。ただし、大会等が近い場合(概ね10日前)は、校長の許可を得て活動を行うことができる。

6. 部活動推進にかかわる留意事項

(1) (顧問の配置、部活動数について) 各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。これに伴い、教員定数の増減により部活動数の変動があり得る。

(2) (指導者) 部活動は、指導者の監督の下に行う。特別な場合、校長の許可を得て、外部コーチを活用することができる。

(3) (活動の基本姿勢) 部活動は、校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が作成し、保管する。

(4) 対外試合・練習試合・コンクールなどについて

ア 校長が教育上必要と認めた場合に参加することができる。顧問は事前に校長の許可を得ること。

イ 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。

(5) (部活動外種目の大会引率について) 部活外種目の中体連大会(市内大会、全道大会等)への引率は、職員会議で協議する。

(6) (学校生活における部活動参加の位置付け) 授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会(委員会)活動が部活動よりも優先する。(優先順位1位は授業・学習、2位は学級・係活動、3位は生徒会・委員会活動、4位は部活動)

(7) (継続した所属) 部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。

(8) 経費について

ア 市教委、PTAからの補助により活動を行う。

イ 部費を徴収する場合、保護者等と連携・協議し、適切に管理・執行すること。

(9) 災害の補償について

ア スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できるが、適用されない場合もある。(申請に際し、活動計画の提示を求められることが多い。)

7. その他

- (1) 部活動での宿泊練習は禁止とする。(協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること)
- (2) 顧問不在の場合(教育相談等)は、顧問以外の教員を指導に充てることができる。
- (3) 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や、日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- (4) 運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- (5) かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- (6) 更衣室は更衣のみに使用すること。
- (7) 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得ること。
- (8) 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。
- (9) 授業中、体調不良等を理由に1時間以上保健室で休養した者は、健康管理上当日の部活動に参加しない。

附則

- 1 本ガイドラインは、令和6年4月から施行する。